

## 6 家畜防疫互助基金支援事業

伝播力が極めて強い口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に、経営再開までに必要な経費を相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促し、もって畜産の安定的な発展を図るため、全国を区域として下表に掲げる事業を実施

### [留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄に掲げるそれぞれの取組を単独で応募することはできないが、牛、豚並びに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下「鶏・その他家きん」という。）の畜種ごとに応募することができる。
- ② 補助金予定総額：91,765千円（令和3年度分。ただし、（1）のアの事業を除く。）
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和3年度から令和5年度までとする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(1) 家畜防疫互助事業</p> <p>【事業の基本情報】</p> <p>① [互助金の交付財源割合] 畜産経営体：国＝1：1</p> <p>② [交付対象者] 家畜防疫互助契約を締結した畜産経営体</p> <p>③ [対象家畜の種類] 牛、豚並びに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう</p> <p>④ [家畜防疫互助契約] 応募団体と畜産経営体が締結</p> <p>⑤ [生産者積立金] 契約対象頭羽数に応じて徴収</p> <p>⑥ [生産者基金の管理] 生産者積立金を基金として造成し、牛、豚、鶏・その他家きんの生産者積立金ごとに区分して管理</p> <p>ア 互助金交付事業 対象疾病が発生した際に交付対象者へ互助金を交付</p>	<p>(1) のアの事業 2,755,578千円以内</p>	<p>1／2以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>イ 互助金交付認定事業 対象疾病が発生した際に互助金の交付単価等を認定するための会議の開催、現地調査等を実施</p> <p>(2) 家畜防疫互助等推進事業 (1) の業務を円滑に実施するための推進会議の開催、事業の普及、啓発活動、調査、指導及び事業の推進を実施</p>	<p>ただし、対象疾病の発生により、補助対象者への互助金交付が必要となった場合にのみ、上記金額を補助上限額として必要額を補助する。</p> <p>(1) のイの事業 2,721 千円以内</p> <p>ただし、対象疾病の発生により、補助対象者への互助金交付が必要となった場合にのみ、上記金額を補助上限額として必要額を補助する。</p> <p>(2) の事業 89,044 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>